



熊本県公報

第 1 2 3 0 6 号
平成 26 年 4 月 11 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定障害児入所施設の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定の更新…………… (高齢者支援課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (") 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更…………… (") 9
- 熊本県労働委員会委員の改選…………… (労働雇用課) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 17

公 告

- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出…………… (流通企画課) 18
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 18
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 18
- 公共測量の終了…………… (監理課) 18
- 公共測量の終了…………… (") 19

登 載 依 頼

- 県立学校コンピュータ向けマイクロソフトのライセンス調達… (教育政策課) 19
- 県立学校コンピュータ向けマイクロソフトのライセンス調達に関する競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (") 19
- 熊本県警察多機能電話番号等検索システム装置の借入れに係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 23
- 熊本県警察多機能電話番号等検索システム装置の借入れに係る一般競争入札の実施…………… (") 23

正 誤

- 平成 2 6 年 3 月 3 1 日熊本県公報号外第 1 1 号中…………… (県政情報文書課) 27

告 示

熊本県告示第 3 9 6 号

児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 2 4 条の 2 第 1 項の規定により指定障害児入所施設として次のとおり指定したので、同法第 2 4 条の 1 8 の規定により公示する。
平成 2 6 年 4 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児入所施設の種類
大津町若草児童学園 菊池郡大津町大字大津 2 1 4 番地 1	社会福祉法人秋桜会 菊池郡大津町大字西道免 1 8 1 8 番地 1 竹永 憲治	平成 2 6 年 4 月 1 日	4352200028	指定福祉型 障害児入所施設

熊本県告示第 3 9 7 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
社会福祉法人 上天草会	梅寿荘ホームヘルパーステーション	熊本県天草市栖本町湯船原65番地1	平成26年4月1日	訪問介護

熊本県告示第398号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 井川道-1（201-1-024-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区四方寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 井川道-2（201-1-024-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区四方寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 井川道-3（201-1-024-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区四方寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 権現谷1（201-1-188）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区飛田二丁目
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 檜山（201-3-001）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 三反1 (三反田1) (201-3-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 三反田2 (201-3-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 三反田3 (201-3-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 浦田 (201-3-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区小糸山町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 中原 (201-3-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区小糸山町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 鳥迫 (201-3-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 宝出原-1 (201-3-008-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 宝出原-2 (201-3-008-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町、小糸山町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 柳井田1-1 (201-3-009-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 柳井田1-2 (201-3-009-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 柳井田2 (201-3-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 津留 (201-3-011)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 井上 (201-3-012)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 木戸田 (201-3-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 小清水 (201-3-014)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町、小糸山町、明德町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 沖野 (201-3-015)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 山の上 (201-3-016)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区小糸山町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 清島-1 (201-3-017-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区小糸山町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 24 清島-2 (201-3-017-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区小糸山町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 外園 (201-3-018)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区明德町、小糸山町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 宮の尾 (201-3-019)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区改寄町、明德町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 中尾 (201-3-023)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区鹿子木町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 八ツ江 (201-3-024)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区楠野町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 松尾平-1 (201-3-025-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区楠野町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 松尾平-2 (201-3-025-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 熊本市北区楠野町
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 松尾口(201-3-026)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区楠野町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 大平-1(201-3-027-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区四方寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 大平-2(201-3-027-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区四方寄町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 後口畑(201-3-028)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区西梶尾町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 三崎前1(201-3-029)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区西梶尾町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 三崎前2(201-3-030)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区西梶尾町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 37 射の馬場(201-3-031)
 - (1) 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区大鳥居町、明德町
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (4) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - (5) 急傾斜地の崩壊
 - (6) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 38 井川迫(201-3-032)
 - (1) 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区大鳥居町
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (4) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - (5) 急傾斜地の崩壊
 - (6) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 39 迎-1(201-3-033-1)
 - (1) 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区大鳥居町
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (4) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - (5) 急傾斜地の崩壊
 - (6) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 40 迎-2(201-3-033-2)
 - (1) 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区大鳥居町
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (4) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - (5) 急傾斜地の崩壊
 - (6) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 41 荊平1(201-3-034)
 - (1) 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区大鳥居町
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (4) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - (5) 急傾斜地の崩壊
 - (6) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 42 前畑(201-3-046)
 - (1) 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区四方寄町
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (4) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 名越(201-3-047)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市北区四方寄町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
 平成26年4月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
クスノキ薬局桜の里店 球磨郡水上村大字岩野字石原2675番4	平成26年4月1日

熊本県告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
 平成26年4月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
エリア調剤薬局旭中央通店 八代市旭中央通店18番4	平成26年4月1日
光の森7丁目薬局 菊池郡菊陽町光の森七丁目41番地18	平成26年4月1日

熊本県告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
 平成26年4月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社荅北薬局	医療機関の所在地	天草郡荅北町志岐123番地の1	天草郡荅北町富岡3281番地	平成26年2月12日

熊本県告示第402号

労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第19条の12第3項の規定により第44期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。
 平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 推薦する者の資格

- (1) 労働者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の認定を得た労働組合
- (2) 使用者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、主な目的として労働問題を取り扱うことを業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体

2 推薦される者の資格

- 委員の任命については、法第19条の4の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。

3 推薦期間

平成26年4月11日から平成26年5月28日まで

4 推薦に必要な書類

- (1) 労働者委員候補者の推薦
ア 推薦書（別記第1号様式）
イ 履歴書（別記第2号様式）
ウ 労働第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書
なお、証明の交付を申請する場合は、次の書類を平成26年5月9日（金）までに熊本県労働委員会に提出すること。
（ア）労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）
（イ）労働組合同規約（選挙規程、会計規程を含む。）
（ウ）労働協約（覚書、協定書を含む。）の写し
（エ）役員名簿（別記第4号様式）
（オ）会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入のこと。）
（カ）調査表（別記第5号様式）
（キ）会計報告書、事務分掌規程等
- (2) 使用者委員候補者の推薦
ア 推薦書（別記第6号様式）
イ 履歴書（別記第7号様式）
- (3) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等の請求先
（1）及び（2）の推薦に必要な書類のうち、推薦書（別記第1号様式及び別記第6号様式）、履歴書（別記第2号様式及び別記第7号様式）及び労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）については、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課及び熊本県労働委員会に直接請求すること。

5 推薦の方法

労働者委員候補者の推薦については推薦書（4の（1）のア）及び履歴書（4の（1）のイ）並びに熊本県労働委員会の証明書（4の（1）のウ）を、使用者委員候補者の推薦については推薦書（4の（2）のア）及び履歴書（4の（2）のイ）を、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課に提出すること。

別記第 1 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地
労 働 組 合 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第 4 4 期熊本県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	所 属 す る 労 働 組 合 名

- (注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。
- 2 熊本県労働委員会の証明書を添付してください。

別記第 2 号様式

履 歴 書			
ふりがな 氏 名			生年月日 (年 齢) ※H26. 7. 1現在
		昭和 年 月 日 (歳)	
現 住 所			郵便番号
			電話番号
労働組合に おける役職歴 (現在の地位 を含む。)	年	月	
職 歴 (現在の勤務 先及び職種 を含む。)			
賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書

労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項)

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

私は、上記の欠格事項に該当していません。

平成 年 月 日

氏 名

印

別記第 3 号様式

※ 処理番号

熊労委平成 年(資)第 号

※ 受付年月日

平成 年 月 日

労 働 組 合 資 格 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

熊本県労働委員会会長 様

申請者 (所 在 地)

(名 称)

(代表者職氏名)

印

当労働組合は下記理由により、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合することの決定を求めたく証拠書類を添付して申請します。

記

1 申請の理由

2 証拠書類

- (1) 組合同規約 (選挙規程、会計規程を含む。) の写し
- (2) 労働協約 (覚書、協定書を含む。) の写し
- (3) 役員名簿
- (4) 会社 (事業所) の組織表
- (5) 調査表
- (6) その他 会計報告書、事務分掌規程等を添付のこと

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。

2 上記 2 の (1)、(3)、(4)、(5) は必ず提出のこと。

別記第5号様式

調 査 表

組合の名称					
事務所の所在地					
組合設立の年月日					
法人格の有無					
直近の上部団体					
単組・支部・分会					
組合の付帯事業					
専従役員の数		役員	名	職員	名
組 合 員 数		事務職員	技能職員	合計	
	男				
	女				
	合計				
使用者の名称					
代表者の氏名					
事務所の所在地					
事業の種類					
関係事業所の名称					
代表者の氏名					
事務所の所在地					
その他					
従 業 員 数		事務職員	技能職員	合計	
	男				
	女				
	合計				

別記第 6 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

使用者団体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第 4 4 期熊本県労働委員会の使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	勤 務 先 (所 属)

(注) 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

別記第 7 号様式

履 歴 書			
ふりがな			昭和
氏 名	生年月日 (年 齢) ※H26. 7. 1現在		年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
役 職 歴 (現在の勤務 先(所属) 及び役職を 含む。)	年	月	
賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
<p>労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項)</p> <p>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。</p>
<p>私は、上記の欠格事項に該当していません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

熊本県告示第 4 0 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
まどか工房 水俣市月浦269番13	社会福祉法人 照徳の里 水俣市月浦269番13 萩嶺 浄円	就労移行支援（一般型）	平成26年 4月11日

公 告

熊本県公告第212号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第2項の規定により平成26年3月6日付けで次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第37条の規定により公示する。

平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 卸売業者の名称及び所在地
株式会社高瀬青果市場
玉名市中1181-1
- 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社高瀬青果市場
玉名市中1181-1

熊本県公告第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字窪271番1及び同271番4
2, 370.45平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町花立三丁目6番1号
山田 壽

熊本県公告第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字建山1909番1433、同1909番1496及び同1909番1780
3, 490.19平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区高平二丁目14番53号
株式会社 川崎ハウジング

熊本県公告第215号

次の公共測量が終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（県営坂梨・古城地区基準点測量及び写真測量）	平成25年8月13日から 平成26年3月24日まで	阿蘇市一の宮町坂梨及び三野地内

熊本県公告第216号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、**苓北町長**から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（路面性状）	平成25年7月1日から 平成26年1月31日まで	苓北町全域

登載依頼**熊本県教育委員会告示第6号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年4月11日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 競争入札に付する事項
県立学校コンピュータ向けマイクロソフトのライセンス調達
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「物品」の「OA機器・ソフトウェア等」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年4月24日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第7号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月11日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 入札に付する事項
 - 業務の名称
県立学校コンピュータ向けマイクロソフトのライセンス調達
 - 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号 862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509

- (3) 業務の内容
マイクロソフト社 教育機関向け総合契約のライセンスの調達
・ Desktop Education with Enterprise CAL
・ FTE : 4, 750
その他、県立学校コンピュータ向けマイクロソフトのライセンス調達業務仕様書の
とおりに。
- (4) 納入期限
平成26年7月31日(木)
- (5) 納入場所
熊本県庁行政棟新館7階 教育政策課
- (6) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札
により入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に
ついては、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)の電子入
札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出
し、県の承認を受けたい者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉
塞、破損等使用できなくなる者、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札
書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするの
で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか
を問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札す
ること。
- (8) 最低制限価格等の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けない。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭
和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)
運用基準の規定を準用する。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次の(1)から(4)に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、入札参加
資格を有する者として決定された者のうち、業務区分の「物品」の「OA機器・ソフトウ
ェア等」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次
のアからエまでのとおり受け付ける。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間
公告の日から平成26年4月24日(木)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送
の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申
立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更
生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申
立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可決定
を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本
県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満
たす者であることを確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は(1)アに掲げる書類を電子入札システム
により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカー
ドを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札
する場合は、(1)アに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に

限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成26年5月8日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
入札情報公開サービス及び1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年5月8日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年5月21日(水)午後5時まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年5月21日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成26年5月22日(木)午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年5月21日(水)(必着)までに1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて平成26年5月22日(木)午前10時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
落札者決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限

イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県教育庁教育政策課広報・情報班

電話番号 096-333-2674

ファックス番号 096-384-1509

(2) 競争入札参加資格審査申請 (新規受付) 及び電子入札システム利用届に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity
Microsoft's site license agreement for schools

・ Desktop Education with Enterprise CAL

・ FTE: 4, 750

(2) Deadline to supply commodity

July 31, 2014

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and place to submit bidding proposal

May 22, 2014, 10:00 a. m.

Educational Policy Division,

7th floor, New building Prefectural Office

of Kumamoto

(5) Deadline to submit bidding proposal by mail

May 21, 2014

(6) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(7) Name of the department in charge of this bidding contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office

of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuo Ku, Kumamoto City,

Kumamoto Prefecture, 862-8609, Japan

Phone: 096-333-2674

熊本県警察本部告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年4月11日

熊本県警察本部長 田中勝也

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察多機能電話番号等検索システム装置の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有する者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」で決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年4月24日（木）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊情管公告第439号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月11日

熊本県警察本部長 田中勝也

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県警察多機能電話番号等検索システム装置 一式
 - (2) 借入物品に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課庶務係
住所 〒862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-0110 内線2412
FAX 096-381-2048
 - (3) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察多機能電話番号等検索システム装置の賃貸借契約に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
 - (4) 借入期間
平成26年7月1日から平成31年6月30日まで
 - (5) 納入期限
平成26年6月30日（月）
 - (6) 借入場所
要求仕様書による。
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提

出し、入札の承認を受理した者を除き、紙入り札による入札はできない。
 アイ 登録等、破損等及び住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算する。入札金額は、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額より入札すること。）

(9) 要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(10) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有するに登記されている者であること。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
 イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 ウ 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 エ 住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 エ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法
 この提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行って申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 アイ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

(6) 要求仕様書の内容を満たすこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

アイ 競争入札参加資格確認申請書
 イ 役員等一覽

ウ 要求仕様書 6 事前提出書類一式

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付するイ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イ及びウの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イ及びウの書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札をする場合は、(1)ア、イ及びウに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成26年5月8日(木)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続き及び入札仕様に対する質問の受付期間

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年5月22日(木)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年5月22日(木)午後5時まで行う。

(3) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年5月22日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成26年5月23日(金)午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部情報管理課 0A 研修室(熊本県警察本部庁舎9階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年5月22日(木)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「入札案件名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札候補者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県警察本部警務部情報管理課庶務係
電話番号 096-381-0110（内線2412）
ファックス番号 096-381-2048
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:
A set of servers for Kumamoto Prefectural Police.
- (2) Deadline for supply of items:
June 30th, 2014
- (3) Date and place to submit bidding:
May 23th, 2014, 10:00a. m.
Kumamoto Prefectural Police
9th floor 0A training Room
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
May 22th, 2014, 5:00p. m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

862-8610 Japan
Tel. 096-381-2048

正 誤

平成26年3月31日熊本県公報号外第11号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	2	訓 令	規 則
1	4	訓 令	規 則